

茅ヶ崎市立保育園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 1 6 号

茅ヶ崎市立保育園条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市立保育園条例施行規則（昭和 4 1 年茅ヶ崎市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、茅ヶ崎市立鶴が台保育園の休園日は、1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 3 1 日とする。

第 5 条第 2 項中「第 1 6 条」を「第 1 7 条」に改める。

第 9 条の見出し中「特別保育」を「時間外保育等」に改め、同条第 1 項中「第 1 2 条第 4 項の規定による特別保育（同条第 3 項に規定する特別保育）」を「第 1 2 条第 5 項に規定する時間外保育等（同項に規定する時間外保育等）」に、「特別保育の」を「時間外保育等の」に改め、同項第 1 号中「休園日」の次に「（茅ヶ崎市立鶴が台保育園にあつては、第 5 条第 1 項各号に掲げる日。第 3 号において同じ。）」を加え、同項第 2 号中「及び病後児保育（条例第 1 2 条第 3 項）」を「、病後児保育（同条第 4 項）」に改め、「病後児保育をいう。以下同じ。）」の次に「及び乳児等通園支援（同条第 3 項に規定する乳児等通園支援をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 休日等保育（条例第 1 2 条第 3 項に規定する休日等保育をいう。以下同じ。） 次  
に掲げる日

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（1 月 1 日から同月 3 日まで  
及び 1 2 月 3 1 日を除く。）

イ 1 2 月 2 9 日及び同月 3 0 日

第 9 条第 2 項中「特別保育」を「時間外保育等」に改め、同条第 3 項中「特別保育」を  
「時間外保育、一時預かり保育及び病後児保育」に改める。

第 1 0 条の見出し中「特別保育」を「時間外保育等」に改め、同条第 1 項中「第 1 2 条  
第 4 項の規定による特別保育」を「第 1 2 条第 5 項に規定する時間外保育等」に、「特別  
保育の」を「時間外保育等の」に改め、同項第 1 号ア中「第 6 条第 1 号」を「第 6 条第 1  
項第 1 号」に改め、同号イ中「第 6 条第 2 号」を「第 6 条第 1 項第 2 号」に改め、同号ウ  
中「第 6 条第 3 号」を「第 6 条第 1 項第 3 号」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2  
号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 休日等保育 午前7時から午後7時まで

第10条第1項に次の1号を加える。

(5) 乳児等通園支援 次に掲げる乳児等通園支援を利用する者の区分に応じ、それぞれに定める時間

ア 条例第13条第5項に規定する乳児又は幼児 午前9時30分から正午まで

イ アに掲げる者の保護者 午前9時30分から午後3時まで

第10条第2項中「特別保育」を「時間外保育等」に改め、同条第3項中「特別保育」を「時間外保育、一時預かり保育及び病後児保育」に改める。

第11条を次のように改める。

(時間外保育等の利用の承認の申請手続)

第11条 条例第14条の規定による時間外保育等の利用の承認の申請は、市長が別に定めるところにより行うものとする。

第14条中「の規定による特別保育料」を「に規定する時間外保育の利用に係る料金」に改める。

第15条の見出し中「特別保育料」を「時間外保育料等」に改め、同条第2項中「一時預かり保育」を「休日等保育、一時預かり保育」に、「又は第3号の規定による特別保育料を当該特別保育」を「に規定する休日等保育の利用に係る料金、同項第3号に規定する一時預かり保育の利用に係る料金又は同項第4号に規定する病後児保育の利用に係る料金をこれら」に改め、同条に次の1項を加える。

3 乳児等通園支援の利用の承認を受けた者は、条例第16条第2項第5号に規定する乳児等通園支援の利用に係る料金（以下この項において「乳児等通園支援利用料」という。）のうち、同号イに掲げる額（その者が子ども・子育て支援法第30条の20第1項の乳児等支援給付費又は同法第30条の21第1項の特例乳児等支援給付費の支給を受けていない者であるときは、乳児等通園支援利用料の全額）を翌月末日までに納めなければならない。

第17条を第18条とする。

第16条の見出し中「特別保育料」を「時間外保育料」に改め、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(条例第16条第2項第5号イに規定する規則で定める額)

第16条 条例第16条第2項第5号イに規定する規則で定める額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 当該利用に係る保護者及び当該利用に係る保護者と同一の世帯に属する者が乳児等通園支援を利用した日の属する月において生活保護法（昭和25年法律第144号）

第6条第1項に規定する被保護者である場合 0円

(2) 次に掲げる場合 利用1時間当たり100円

ア 当該利用に係る保護者及び当該利用に係る保護者と同一の世帯に属する者が乳児等通園支援を利用した日の属する年度（乳児等通園支援を利用した日の属する月が4月から8月までの場合にあつては、前年度。イにおいて同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。イにおいて同じ。）に係る子ども・子育て支援法第30条の4第3号に規定する市町村民税世帯非課税者である場合（前号に掲げる場合を除く。）

イ 当該利用に係る保護者及び当該利用に係る保護者と同一の世帯に属する者について乳児等通園支援を利用した日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額（当該利用に係る保護者又は当該利用に係る保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を同項の指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した額）が77,101円未満である場合（前号及びアに掲げる場合を除く。）

ウ 当該利用に係る乳児又は幼児が要支援家庭子ども（乳児等通園支援を行う事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子どもをいう。）である場合その他の市長が特に必要と認める場合（前号並びにア及びイに掲げる場合を除く。）

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 利用1時間当たり300円

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。